

## 居宅介護支援事業 重要事項説明書

### 1. 当法人の概要

法人名称 株式会社オレンジ  
所在地 千葉県柏市柏1020-13  
代表取締役 渡邊 真司  
事業内容 訪問看護事業・居宅介護支援事業・訪問介護事業

### 2. 居宅介護支援事業所の概要

#### (1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	オレンジケアステーション
所在地	千葉県柏市柏1020-13
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (千葉県 第1272205004号)
サービスを提供する実施地域	柏市・我孫子市・松戸市 ※上記地域以外の方はご相談ください。

#### (2) 事業所の職員体制

管理者 常勤1名  
介護支援専門員 常勤1名以上

#### (3) 営業時間

月～金曜日 午前9時から午後6時まで  
(土曜・日曜・祝日・12月31日～1月3日は休業)

### 3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

別紙2「サービス提供の標準的な流れ」参照

### 4. 利用料金

ご利用負担は一切ありません。  
別紙3「利用料金」参照

### 5. 苦情・相談窓口

#### (1) 当事業所が提供するサービスについての苦情、相談窓口

電話 04-7189-8931 (月～金曜日 9:00～18:00)  
窓口担当 介護支援専門員 米嶋 裕実  
管理責任者 米嶋 裕実

## (2) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

## (3) その他の窓口

当事業所以外に区市町村等の窓口に苦情を伝えることができます。

千葉県国民健康保険団体連合会	介護保険課（苦情処理） 043（254）7428
市町村 窓口	柏市高齢者支援課 04（7167）1134
	我孫子市高齢者支援課 04（7185）1111
	松戸市高齢者支援課 047（366）7346

## 6. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市区町村、関係医療機関等への連絡を行う等、必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 7. 守秘義務に関する対策

事業者及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業員との雇用契約の内容としています。

## 8. 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- (1) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求められますので、必要があれば遠慮なく申し出て下さい。
- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事者にお知らせください。
- (3) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (4) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

(別紙1)

## 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

### 1 提供する居宅介護支援について

- 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

### 2 提供する居宅介護支援について

- 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者またはその家族に対し、利用者について、病院または診療所に入院する必要が生じた場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院または診療所に伝えるよう求めます。
- 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けた時、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する課題、薬剤状況その他の利用者の心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師または薬剤師に提供します。
- 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合はその他必要な場合には、利用者の同意を得て主事の医師または歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- 利用者は、その事業所をプランに位置付けた理由について、介護支援専門員に説明を求める事ができます。

### 3 要介護認定後の契約の継続について

- 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

#### 4 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

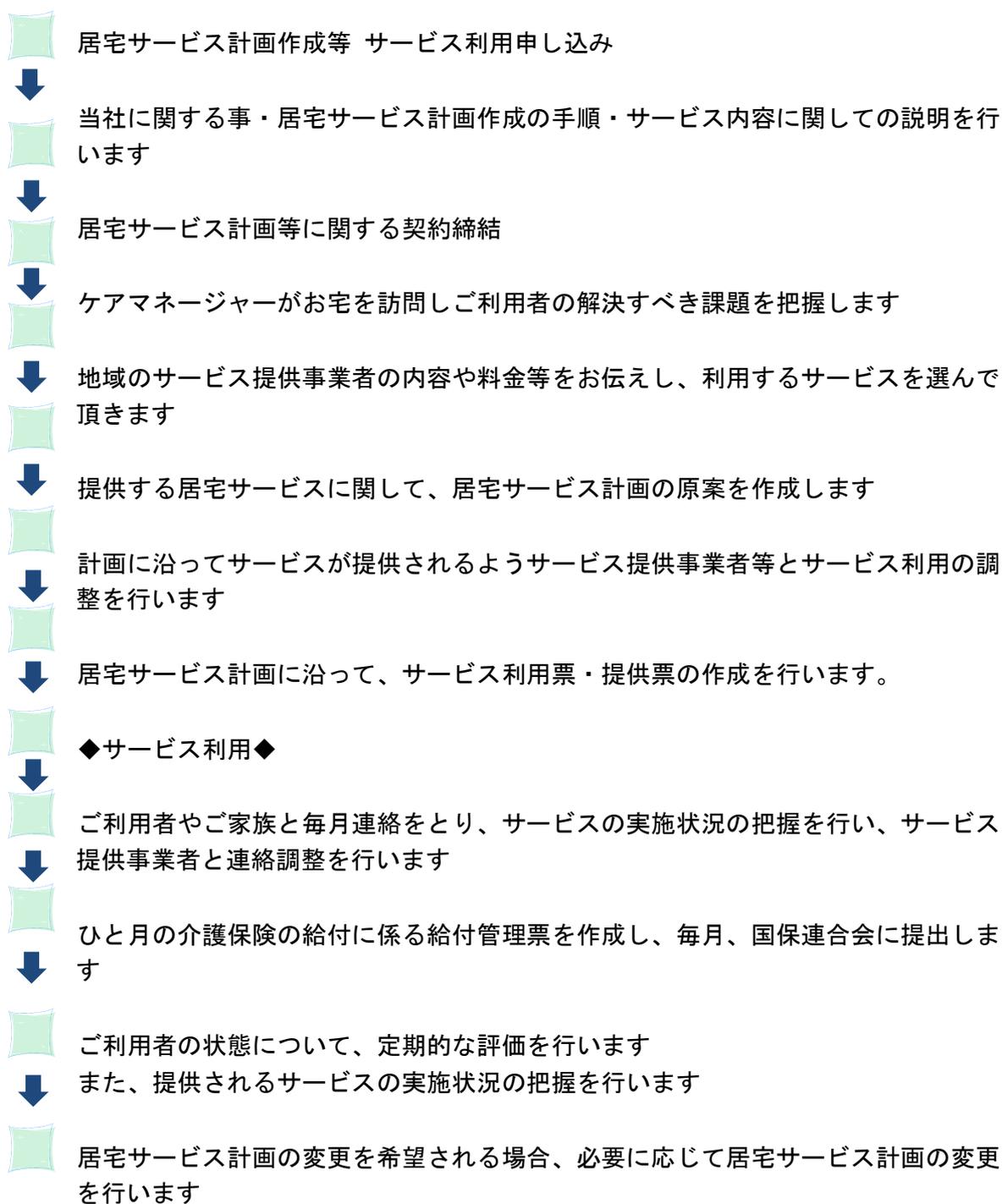
- 要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

#### 5 注意事項

- 要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。
  - (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
  - (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

(別紙2)

## サービス提供の標準的な流れ



(別紙 3)

## 【居宅介護支援利用料金表(令和 6 年 4 月 1 日～)】

基本報酬		単位数	料金(円)
45 件未満	居宅介護支援費(要介護 1・2)	1086	11316
	居宅介護支援費(要介護 3～5)	1411	14703
45 件以上 60 件未満	居宅介護支援費(要介護 1・2) 居	544	5668
	宅介護支援費(要介護 3～5)	704	7336
60 件以上	居宅介護支援費(要介護 1・2)	326	3397
	居宅介護支援費(要介護 3～5)	422	4397
各種加算		単位数	料金(円)
居宅支援初回加算		300	3126
居宅支援特定事業所加算 I		519	5408
居宅支援特定事業所加算 II		421	4387
居宅支援特定事業所加算 III		323	3366
居宅支援特定事業所加算 A		114	1188
居宅支援特定事業所医療介護連携加算		125	1303
居宅支援入院時情報連携加算 I		250	2605
居宅支援入院時情報連携加算 II		200	2084
居宅支援退院退所加算 I 1		450	4689
居宅支援退院退所加算 I 2		600	6252
居宅支援退院退所加算 II 1		600	6252
居宅支援退院退所加算 II 2		750	7815
居宅支援退院退所加算 III		900	9378
居宅支援通院時情報連携加算		50	521
居宅支援緊急時カンファレンス加算		200	2084
居宅支援ターミナルケアマネジメント加算		400	4168
居宅支援令和 3 年 9 月 30 日までの上乗せ分		所定単位数の 1/1000	

※前記 2(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。

(事業者を使用した場合、1 kmごとに 15 円)

※解約料解約料に係る料金は一切ございません。